

# 「eじゃんプラス」付帯定義書

2022年4月1日 実施

サーラeエナジー株式会社

## 本 則

### 1. 適 用

- (1) この付帯定義書は、当社が別途定める電気需給約款（以下「約款」といいます。）の適用範囲に該当するお客さまが、当社が提供する主な電気をサーラグループが運営するバイオマス発電所を中心に東三河・遠州地域で発電したものとし、また、地域社会に貢献する取り組みを行う企業・団体を支援することとした電気料金に付帯するサービス（以下「eじゃんプラス」といいます。）の適用を希望される場合に適用いたします。
- (2) お客さまが「eじゃんプラス」の適用を希望される場合は、インターネットにて申込みをしていただきます。

### 2. 種別および料金

#### (1) 種別

種別は、次のとおりといたします。

種別
eじゃんプラスP
eじゃんプラスB

#### (2) eじゃんプラスP

##### イ 適用範囲

eじゃんプラスのうち三遠ネオフェニックスを支援するものであること。

##### ロ 料金

料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	220 円 00 銭
---------	------------

なお、各月の料金は約款によって算定された金額に上記料金を加えた金額といたします。

#### (3) eじゃんプラスB

##### イ 適用範囲

eじゃんプラスのうちプレス浜松を支援するものであること。

##### ロ 料金

料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	220 円 00 銭
---------	------------

なお、各月の料金は約款によって算定された金額に上記料金を加えた金額といたします。

### 3. 廃止

(1) お客さまが「eじゃんプラス」を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 「eじゃんプラス」は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に「eじゃんプラス」が消滅したものといたします。

ロ お客さまが需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に「eじゃんプラス」が消滅したものといたします。

### 4. その他

その他の事項については、約款（約款が変更された場合は、変更後の約款によりま

す。）に定めるところによるものといたします。

## 附 則

1. この付帯定義書は2022年4月1日から実施いたします。

2. この付帯定義書実施の際、現に当社「eじゃんプラス」付帯定義書（2019年11月1日実施）の適用を受けているお客さまは、当社へお申し出がない限り「eじゃんプラスP」の適用を受けることとします。